

論 説

消費者が享受した債務免除益にどこまで課税すべきか？

—Raghavan (2023) を中心的な検討対象として—

神奈川大学法学部准教授
藤間 大順

◆SUMMARY◆

本稿は、当校が令和6年2月15日に開催した「税務研究会」において、藤間大順准教授が「消費者が享受した債務免除益にどこまで課税すべきか？—Raghavan (2023) を中心的な検討対象として—」と題して行った講演の内容を基に、論説として加筆したものである。

そもそも債務免除益とは何であって、それがなぜ課税の対象となるのか？債務免除益の課税理論について、日本では米国の議論を参考する形で議論が形成されてきた。米国では、純資産アプローチと借入金アプローチという考え方が提唱されているが、どちらの考え方にも難点がある。筆者はこの問題について債務控除アプローチという独自の考え方を提唱する。

このような債務免除益の課税理論を前提として、個人の消費者が得た債務免除益への課税について興味深い議論を提示しているのが、消費者法領域を主な研究対象とする Raghavan 教授が2023年に発表した論文「The Case against the Debt Tax」である (Fordham Law Review, Vol.91, Iss.5)。また、筆者は同様の問題関心に基づき、2020年に「消費者問題と債務免除益課税」を発表している (青山法学論集61巻4号)。

本稿は、Raghavan 論文を主たる研究対象として、前提にある債務免除益課税に関する一般的な議論や筆者の論文と絡めながら、日本法に対して得られる立法論としての示唆や、その先にある理論的な課題について論じるものである。

(令和6年5月10日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	61
I 日米の個人所得課税における債務免除益の取扱いの概要	61
1 日本の所得税における債務免除益	61
2 米国の内国歳入法典などにおける債務免除益	61
3 日米の規定の概観	62
II 債務免除益の課税理論	62
1 純資産アプローチ	62
(1) 米国の議論	62
(2) 日本の議論	63
2 借入金アプローチ	63
(1) 米国の議論	63
(2) 日本の議論	64
3 筆者の独自説：債務控除アプローチ	65
(1) 両アプローチの問題点	65
(2) 租税利益の享受への着目	66
4 検討のまとめ	67
III Raghavan 論文の紹介	67
1 債務が生じてきた背景	67
2 債務免除益課税の歴史	68
3 消費者に対する債務免除益課税への反対論	68
4 具体的な提案	69
IV Raghavan 論文の評価と日本法に対して得られる示唆	70
1 拙稿（2020）の紹介と本稿の問題関心	70
2 情報申告制度	71
3 Raghavan 論文の提案の妥当性	72
(1) Raghavan 論文の前提にあるもの	72
(2) Raghavan 論文の問題点	72
(3) 情報申告制度および一般的な非課税制度の是非	73
4 Raghavan 論文の指摘の妥当性	74
(1) Raghavan 論文の積極的な意義	74
(2) 消費者が享受する債務免除益と「新たな、しかし有利ではないスタート」	74
(3) 消費者に対する債務免除益課税を議論する際の債務控除アプローチの有用性	75
おわりに	76

はじめに

消費者が享受した債務免除益にどこまで課税をすべきか、ということが、本稿の問題関心である。一方には、債務から免れているなら法人や事業者と同じように課税すべきだ、という意見があろう。他方、多重債務者がやつとの思いで免除を受けたならば、その者に所得税を課すのは不合理にも思える。

IV 1 で後述するように、筆者は、この問題のうち限られた論点について、2020 年に日米の比較法的検討をする論文を執筆している。そして、III で後述するように、2023 年に、米国でも、類似する関心にもとづき、消費者法学の研究者である Raghavan が論文を公表している。本稿は、Raghavan の論文を素材として、日本法に対する示唆を探る論文である。

本稿の具体的な構成は次のとおりである。まず、債務免除益に関する現行制度について日米比較をする（I）。次に、「債務免除益」の意義や範囲についての法理論である債務免除益の課税理論を整理する（II）。以上のように前提を整理したうえで、検討対象とする Raghavan 論文をまとめ（III）。最後に、Raghavan 論文から得られる示唆を論じる（IV）。

本稿では、人名に敬称を付さない。また、インターネット上のものをふくめ、本稿の情報は 2024 年 4 月末時点のものである。

I 日米の個人所得課税における債務免除益の取扱いの概要

まず、検討の前提として、日米の個人所得課税において債務免除益がどのように取り扱われているのか整理する。

1 日本の所得税における債務免除益

日本の所得税法においては、贈与税が課される場合を除き（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）8 条）、個人が享受した債務免除益は「経済的な利益」（所得税法（昭和 40 年法

律第 33 号、以下「法」という）36 条）として所得税法上の収入金額に算入される（所得税基本通達 36-15 (5) も参照）。

もっとも、例外として、所得税の課税対象となりうる債務免除益を非課税と定める規定がある。代表的なものは、倒産法の適用を受ける者および資力喪失者が享受した債務免除益を非課税と定める事業再生税制（法 44 条の 2）である⁽¹⁾。また、貸与型奨学金の返済義務の免除については、「学資に充てるため給付される金品」として（法 9 条 1 項 15 号）、所得税が課されないと解されている⁽²⁾。さらに、近時立法された例としては、新型コロナウイルス対策のために貸与された総合支援資金の返済免除についても、債務免除益課税を行わない旨の規定が設けられた⁽³⁾（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号、以下「租特」という）41 条の 8 第 3 項）。

2 米国の内国歳入法典などにおける債務免除益

米国の内国歳入法典では、債務免除益（Income from discharge of indebtedness）は所得税の計算において総所得に算入されるものと例示列挙されている（26 U.S.C.（以下「内国歳入法典」という） § 61(a)(11)）。

もっとも、例外として、債務免除益を非課税と定める規定がある。代表的なものは、倒産法の適用を受ける者が受けた債務免除益および債務超過者が享受した債務免除益のうち債務超過額分を非課税と定める事業再生税制（内国歳入法典 § 108(a)(1), (2)）である。また、貸与型奨学金の返済義務の免除や⁽⁴⁾（内国歳入法典 § 108(f)）、住宅を購入するための一定の債務の免除についても⁽⁵⁾（内国歳入法典 § 108(h)）、非課税所得になるものと定められている。さらに、近時立法された例としては、新型コロナウイルス対策のために貸与された PPP（Paycheck Protection Plan）の返済免除についても、債務免除益課税を行わ

ない旨の規定が設けられた⁽⁶⁾ (CARES Act, Pub. L. 116-136, § 1106(i), 134 Stat. 281, 301)。

3 日米の規定の概観

以上のように概観すると、日米の個人所得課税において⁽⁷⁾、債務免除益の取扱いはある程度類似する状況にある⁽⁸⁾、と整理できるようと思われる。

ただし、本稿の議論に関連する両国の状況の相違として挙げられるのは、情報申告制度の有無である。米国では、公的機関または一定の金融機関が債務免除益を供与した場合、内国歳入庁および債務者に対して Form 1099-C という情報申告書を発行することが債権者に義務づけられている⁽⁹⁾ (内国歳入法典 § 6050P)。当該申告書は、日本の源泉徴収制度における源泉徴収票や支払調書のように税額の納付を伴うものではないが、債務者の情報や債務額などを記載することが求められている。一方、日本では、たとえば債務免除益が給与所得 (法 28 条) に該当する場合には源泉徴収票が発行されることになるが (法 226 条 1 項)、債務免除益一般に関する情報を課税庁および債務者に対して提供するような、米国の Form 1099-C と類似する制度は見当たらない。

以上のような情報申告制度の有無という違いはあるものの、債務免除益課税に関する日米の制度にはある程度の類似性があるようと思われる。したがって、米国の債務免除益課税をめぐる議論から示唆を得ることは有益であろう。もっとも、このような議論をする前に検討すべきなのは、そもそも「債務免除益」とは何であって、それがなぜ所得課税の対象になるのか、という点である。そこで、以下では、このような債務免除益の課税理論に関する議論を参照したい。

II 債務免除益の課税理論⁽¹⁰⁾

債務免除益の課税理論については、日本では米国の議論を参照する形で議論が形成されてきた。そこで、本章では、米国の議論を参考したうえで、日本の議論についても述べる形で議論を整理する。なお、本章では、日米の動向をいずれも論じるため、日本の判例や裁判例、立法も西暦で年数を記す。

1 純資産アプローチ

(1) 米国の議論

米国で債務免除益課税に関するリーディングケースとされるのが、1931 年の Kirby Lumber 判決である⁽¹¹⁾。同判決では、社債を額面額よりも低額で買い戻したことにより、納税者である法人が「明白な利得 (clear gain)」を得て、返済に充てるための「資産が利用可能になった」ことを所得課税の根拠として捉えている。この判示については、後述する Bittker & Thompson 論文のように別の意義で理解する議論もあったものの、一般には、いわゆる純資産アプローチ (Net Worth Approach)、資産開放理論 (Freeing-of-Assets Theory)ともいう) の考え方を示して債務免除益に対する所得課税を肯定したものと理解された。

純資産アプローチは、将来の返済に充てるはずだった現金その他の資産が利用可能になり、納税者の純資産が増加したことを債務免除益課税の根拠として捉える考え方である。この考え方によれば、その発生原因によらず、返済に資産を充てるはずであった債務が返済以外の形で消滅すれば、債務免除益課税が肯定されうことになる。

ただし、将来の返済に充てるはずの資産が観念できない局面においては、債務免除益課税がされるべきではない。このような考え方にもとづいて解釈論が形成されたが、特に重要なのは「債務超過の例外 (Insolvency Exception)」である。これは、債務超過者が

返済以外の形で債務から逃れても、債務超過額分については返済に充てるための資産が観念できないので債務免除益が生じないとする判例理論である。Kirby Lumber 判決以前から債務超過者に対する債務免除益課税を否定する裁判例は存在したが⁽¹²⁾、同判決を根拠としてこのような議論をする裁判例が多く出された⁽¹³⁾。

その後、1980 年の立法により⁽¹⁴⁾、債務超過者が債務免除益を享受する場合であっても債務超過額分は総所得に算入しない旨の制度である事業再生税制が前述のとおり設けられた。事業再生税制については、特に租税属性の減額ルールが設けられたことなど、「債務超過の例外」が立法に取り入れられた、と単純には論じられないものである⁽¹⁵⁾。しかしながら、債務超過の例外から一定の影響を受けながら、あるいはそれを一部修正しながら、制度が構築されたものとみるべきであるように思われる。

(2) 日本の議論

日本では、債務免除益課税がされるべきか否かという点が主たる争点とされた事件があり見当たらないため⁽¹⁶⁾、裁判例の傾向を探ることは難しい。ただし、課税実務として、債務免除益が生じうる債務の種類を「買掛金その他の債務」として限定していない点は(所得税基本通達 36-15(5))、借入金アプローチよりも純資産アプローチに親和的であるように思われる⁽¹⁷⁾。

また、資力喪失者が享受した債務免除益を非課税とする通達が 2014 年の平成 26 年度税制改正以前は存在しており(旧所得税基本通達 36-17)，この通達は債務超過者が享受した債務免除益のうち債務超過額分を非課税とするものでありかつ合理的な法解釈を示すものと裁判例において位置づけられていた⁽¹⁸⁾。このような課税実務や裁判例の動向は、米国における「債務超過の例外」とも類似する状況

にあったように思われる。その後、平成 26 年度税制改正により、通達に一定の修正がされたうえで非課税規定が設けられたことも(法 44 条の 2)，米国と同じく、純資産アプローチの考え方方が一定の影響力を有していることの証左となりうるであろう。

さらに、ノンリコース債務の免除によって生じた債務免除益の所得分類が争われた 2016 年の裁判例では⁽¹⁹⁾、「本件ローン債務免除益は……本件ローン債務免除行為によって発生したものである」として、債務の消滅局面のみに着目して所得分類が判断されている。これは、後述する借入金アプローチのような債務の発生から消滅までを通じて所得の有無を判断する考え方ではなく⁽²⁰⁾、純資産アプローチのような債務の消滅それ自体によって所得が生じるという考え方を前提とした判示であるように思われる⁽²¹⁾。

2 借入金アプローチ

(1) 米国の議論

上述のとおり、米国で債務免除益課税に関するリーディングケースとなった Kirby Lumber 判決は、純資産アプローチを示したものと理解された。もっとも、純資産アプローチの下で形成された「債務超過の例外」などの解釈論には、望ましくないという学説上の批判があった⁽²²⁾。また、裁判例においても、債務を負ったことと引換に何ら経済的な利得を得ていないような場合には、その消滅段階での課税を否定するものがあり、これは純資産アプローチからは説明が困難だった⁽²³⁾。

このような学説や裁判例を受けて新たな債務免除益の課税理論を提唱したのが、Bittker および Thompson が 1978 年に発表した論文である⁽²⁴⁾。この論文は、純資産アプローチにつき、Kirby Lumber 判決を正解していないものとして批判する。そのうえで、「債務免除の課税上の取扱いは、借入金は満額返済されるだろうと予測しているから総所得から除外

され、その予測が誤っていると証明された際には課税の清算が必要とされるからであるという原理にまず則ることで、より簡潔になるだろう」⁽²⁵⁾と債務免除益課税の根拠を述べた。この議論は、いわゆる借入金アプローチ(Loan Proceeds Approach)、借入元本理論(Loan Proceeds Theory)、過誤修正理論(Mistake-Correction Theory)ともいう)の考え方を示したものと理解されている。

借入金アプローチは、債務の消滅時のみに着目する純資産アプローチと異なり、債務の発生時と消滅時を通じて観察することで債務免除益の発生の有無を判断する考え方である。たとえば、借り入れの場合には、債務を負っていないなら(日本法でいえば金銭の贈与を受けたとするならば)、新たに得た金銭は所得として課税がされるはずである。しかし、債務を負っていることによって、将来その金銭を返済するから純資産の増加が観念できないという考えにもとづき、現金受領時には所得課税がされることはない。もとともに、その債務が返済無しで消滅したならば、将来返すだろうという予測が崩れ、債務の発生および消滅を通じて、返済を免れた債務の分、納税者の純資産が増加するのだから、所得課税が行われるべきである。

以上のように、借入金アプローチは、債務の発生時に非課税で得た経済的利得に対して債務の消滅時に課税するものとして債務免除益課税を捉える考え方である。したがって、将来返済されるべきであった債務の消滅時に包括的に課税を肯定する純資産アプローチと異なり、債務の発生時に経済的利得を得ていない債務についてはその消滅時には債務免除益課税がされるべきではないことになる⁽²⁶⁾。他方、納税者が債務の消滅段階で債務超過であっても、債務の発生時に経済的利得を得ていれば、その債務が返済以外の形で消滅した場合には債務免除益課税がされるべきことになる。

借入金アプローチは、提唱後は、多くの学説から支持を受けている⁽²⁷⁾。また、ノンリコースローンに係る担保資産の譲渡により実現した所得額について論じた1982年のTufts判決は⁽²⁸⁾、借入金アプローチに近い考え方をその根拠としている⁽²⁹⁾。もともと、Kirby Lumber判決は未だ先例性を完全には失っていないものと解されているほか、上述のように事業再生税制が制度として設けられていることから、借入金アプローチのみによって債務免除益課税を論じることもまた難しい状況にあるように思われる。なお、借入金アプローチにおいて事業再生税制がどのように理解されるのか、という点については後述する。

(2) 日本の議論

債務免除益課税について論じる代表的な日本の学説として、増井良啓が2006年に発表した論文が挙げられる。以下に述べるように、この論文では、債務免除益課税の根拠について借入金アプローチの考え方を示している。

「借入金は借主の所得にならない。元本の收受のあった年に、将来の返済債務を見越計上することによって、借主には純資産の増加がないことになるからである。……債務が免除された場合どうなるか。もともと、借入金が所得から除外されたのは、借主が元本を返済する義務を負っていたからである。これに対し、債務が額面金額以下に減額された場合には、借主はもはや額面金額だけの返済をする義務を負わないから、この前提が崩れる。借主は、支払わなければならぬ額よりも多くの額を受け取りかつ所得から除外したことになる。つまりこの場合、借主の富はネットでみて免除分だけ増加している。その増加額を所得に計上するのである。」⁽³⁰⁾

そして、増井は、この考え方にもとづき、当時は存在していた旧所得税基本通達36-17など、純資産アプローチに近い考え方にもとづく課税実務を批判的に検討している。

近時の裁判例でも、借入金アプローチの考え方方が少しずつ受容されてきているように思われる。たとえば、2015年の最高裁判決では⁽³¹⁾、当該事件における債務免除益は給与所得に該当するという結論が出されているが、判断にあたり、債務の消滅局面にくわえ、なぜ債務者が借入れを行うことができたのか、という債務の発生時の事実関係も考慮要素としている⁽³²⁾。これは、明示的ではないものの、上述した2016年の東京高裁の判決と異なり、債務免除益は債務の消滅のみによって生じるのではなく、債務の発生および消滅を通じて生じるという借入金アプローチに近い考え方を前提とした判示のように思われる。

同様に債務免除益の所得分類が争われた2018年の東京地裁の判決では⁽³³⁾、以下の筆者が付した下線部分のように、明確に借入金アプローチの考え方方に触れたうえで、債務免除益の所得分類を判断する方針を示している。

「借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である……所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をよそ考慮する必要がないとするのは相違ではない。」

このように、日本の学説や裁判例では、徐々に、借入金アプローチの考え方方が有力となりつつあるように思われる。

3 筆者の独自説：債務控除アプローチ

(1) 両アプローチの問題点

以上のように、日米の債務免除益課税の状況は、ともに⁽³⁴⁾、純資産アプローチにもとづいて実務が形成されてきた一方、学説や判例理論としては借入金アプローチが有力になると整理して良いように思われる。

両アプローチは、包括的所得概念を前提としたうえで⁽³⁵⁾、所得をどの程度の幅で測定するか、という考え方の相違から生まれたものである⁽³⁶⁾。所得はあくまで年度ごとに測定すべきだという考え方（単年会計、期間計算主義）からは⁽³⁷⁾、債務の消滅それ自体による純資産の増加に着目する純資産アプローチが導かれよう。他方、所得は年度を超えて測定すべき場面があるという考え方（取引会計）からは、債務の発生および消滅を通じた純資産の増加に着目する借入金アプローチが導かれよう。このように、両アプローチは、所得の測定としてどちらが最適か、という議論からは優劣をつけがたい。

もっとも、借入金アプローチの観点からの批判として既に取り上げたように、負った際に何ら経済的利得を得ていない債務の消滅に対して課税が行われるべきだとはやはり所得の意義として考えにくいように思われる。たとえば、純資産アプローチの観点からは、書面によらない贈与契約を解除した場合にも（民法（明治29年法律第89号）550条）、贈与する債務から免れた者に債務免除益課税がされるべきこととなる。しかし、単に贈与する債務から免れた者が所得を得たとは原則として考えられず⁽³⁸⁾、実際に課税も行われていないだろう。執行の問題としても、贈与を口頭で撤回した事實を課税庁は把握できないだろうと思われる。

他方、日米とともに、債務超過者が債務の免除を受けたとしても債務超過額分は所得が発生しないと解されてきたことや、その判例法理が一定の修正のうえで立法に取り入れられ

たことを考えると、このような議論を包摂できない借入金アプローチのみが望ましい議論だとも考え難いように思われる。また、先行研究としても、高橋祐介が、借入金アプローチの考え方を基本的には前提としつつ、この考え方にもとづくと、発生時に経済的利得を得ていない債務（たとえば、養育費の支払義務）の不払いを税制が助長してしまう、という問題点を指摘している⁽³⁹⁾。

このように、どちらのアプローチも、現行税制の議論としては難点があるように思われる。このような理論的な混迷を端的に表すように思われるのが、上述した2015年の最高裁判決である⁽⁴⁰⁾。この判決は、上述のとおり、所得分類に関する判断としては、借入金アプローチの考え方方に親和的な、債務の発生および消滅をいずれも勘案する考え方を示している。他方、この判決は、結論としては原審に事件を差し戻しているが、差戻理由では純資産アプローチに親和的に理解される旧所得税基本通達36-17に類似する文言を用いており、実際、差戻控訴審では、同通達の適用の可否の問題として議論が行われている⁽⁴¹⁾。このように、2015年の最高裁判決は、債務免除益の課税理論の観点から言えば、所得分類に関する判断と差戻理由が整合的ではなく、1つの判決として空中分解を起こしていると論じられようかと思われる。

（2）租税利益の享受への着目

以上のように、純資産アプローチにも借入金アプローチにも理論的な難点があるところ、この難点を乗り越えるために筆者が提唱しているのが債務控除アプローチである⁽⁴²⁾。

債務控除アプローチは、米国で提唱され、日本でも通用するものと考えられる租税利益の原則（Tax Benefit Rule）を前提とする議論である⁽⁴³⁾。これは、通常は所得を観念できない取引であっても、過年度の控除などの租税利益の取戻しに該当する場合には所得課税

を行うべきであるが、そのような租税利益が税負担の減少に帰結していない場合には所得課税を行うべきではないという考え方である⁽⁴⁴⁾。たとえば、通常は、貸付けについて返済を受けたとしても、所得は観念されない。しかし、当該貸付債権について過年度において貸倒損失を計上しており（法51条2項など）、その債権について返済を受けた場合には、所得が観念されるべきである（一般に「償却債権取立益」と呼ばれるかと思われる）。このように、日本法上も一定程度通用すると考えられている法理であろうと思われる。

租税利益の原則を債務免除益課税の文脈に応用する、つまり、債務が生み出した租税利益を取り戻して課税するものとして債務免除益課税を捉えるのが債務控除アプローチである。具体的には、債務を負ったことによる純資産の減少によって税負担が減ったことについて、消滅段階で取り戻して課税することとして債務免除益課税を捉えることになる。

このような考え方にもとづけば、まず、非課税の経済的利得と引換えに負った債務については、その経済的利得と両建てされる控除を生み出しているものとして、消滅時の債務免除益課税が原則として肯定される。たとえば、借入金については、受け取った現金による純資産増加と両建てされる債務が所得の減算項目として計上されたことを課税の根拠として捉えるということである。また、発生時に経済的利得を得ていない債務であっても、控除を生み出している場合には、原則として債務免除益課税が肯定される。たとえば、損害賠償債務については、故意や重過失によるものでなければ（法45条1項8号、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）98条2項）、必要経費に算入しうるが、過年度に必要経費に算入した損害賠償債務が免除された場合には、仮に不法行為などをした時点で経済的利得を得ていないとしても債務免除益課税が行われるべきであろう⁽⁴⁵⁾。

他方、債務超過者が負っている債務のうち債務超過額分は、過去の所得計算におけるマイナス（損失）を反映したものとみることができよう。そして、所得計算のマイナスは、所得税でも法人税でも完全還付制度がとられていない以上⁽⁴⁶⁾、他の年度のプラスを上回る場合には、租税利益をもたらすことは無い。したがって、債務超過者が負っている債務のうち債務超過額分については、租税利益をもたらしていない債務であるから、その消滅段階では債務免除益課税がされるべきではないように思われる。

以上のように、債務控除アプローチは、債務の発生時点を考えずに包括的に債務免除益課税を観念してしまうという純資産アプローチの考え方の問題点を克服しつつ、債務超過者への非課税をも包摂する枠組である。日米ともに、債務免除益の課税理論としては、債務控除アプローチが最も望ましいと筆者は考えている。

4 検討のまとめ

以上のように、米国では、債務免除益の課税理論について、純資産アプローチと借入金アプローチの考え方が提唱されてきた。日本でも、この議論は徐々に浸透しつつある。もっとも、どちらの考え方にも難点があるように思われることから、筆者は、債務控除アプローチという独自の考え方を提唱している。

III Raghavan 論文の紹介

以上の債務免除益課税に関する規定や債務免除益の課税理論を前提として、個人の消費者が得た債務免除益への課税について興味深い議論を提示しているのが、Vijay Raghavan が 2023 年に発表した “The Case against the Debt Tax”⁽⁴⁷⁾（以下「Raghavan 論文」という）。著者の Raghavan は消費者法学の研究者であり、債務免除益に対する所得課税が消費者に対してもたらす影響をいわば「税

法の外側」から議論したうえで、抜本的な解決策が必要である旨を論じている。

本稿では、ここから、Raghavan 論文の内容をまとめたうえで（III）、同論文から日本法に対して得られる示唆を論じたい（IV）。なお、本章では、元の論文における章（I, II, III, IV）を節（1, 2, 3, 4）としてまとめている点に注意されたい。

1 債務が生じてきた背景⁽⁴⁸⁾

Raghavan 論文では、まず、消費者が負う債務を 3 種類に分類し、それぞれについて債務が生じてきた背景を分析している。

1 種類目は政策債務（policy debt）であり、政府が特定の政策目的のために直接提供したり信用を供与したりした債務を指す。具体的には、住宅ローンおよび奨学金が含まれる。住宅ローンについては、ニューディール期に形成された枠組が崩壊したことへの対応へとして、1970 年代から 1980 年代にかけて政府が証券化を促進し規制緩和を進めたことにより、市場規模が拡大した⁽⁴⁹⁾。次に、奨学金債務については、1970 年代から 2010 年代にかけて高等教育に関する補助金が縮小し、大学などの授業料が引き上げられるなかで、私的な奨学金市場の拡大を政府が後押ししたことにより市場規模が拡大した⁽⁵⁰⁾。

Raghavan 論文が 2 種類目に挙げるのは消費債務（consumption debt）であり、消費に充てる目的とした消費者自身の支出により負った債務を指す。具体的には、クレジットカード債務および将来の給料を担保とする少額貸付であるペイディ・ローンが含まれる⁽⁵¹⁾。消費債務については、賃金が低下して貧富の差が拡大する一方、公的セーフティネットを縮小する福祉制度改革が進むなかで、多くの人が資金を借りやすくすべきだという議論が左派および右派のいずれからもなされ、結果として信用に乏しい消費者でも借りやすくなることにより市場規模が拡大した⁽⁵²⁾。

3種類目は取得債務（acquisition debt）であり、資産の取得のために借入れをしたことにより負った債務を指す。具体的には、自動車ローンや小売りの割賦販売債務（retail installment credit）が含まれる。取得債務については、それを負ったことと引換えに資産を得て豊かになっていることから、その消滅に対して課税することは他の2種類よりも正当化が可能かもしれない。しかし、資産バブルが政府の政策による供給サイドの自由化によって引き起こされる可能性を考慮すると、借入れによって得た財が債務額と同額の価値を持っていない、つまり、債務が消滅したとしても、その金額と同じ価値を借入れ時に債務者が受け取ったとは言い難い状況を考えうる。このような例として、Raghavan論文では、タクシーの営業許可証（medallion）の価値が市の政策によってニューヨークで高騰し、その後バブルが崩壊したことにより多額の債務を負うことになる者がいたことを挙げている⁽⁵³⁾。

2 債務免除益課税の歴史

1の議論からは、現在の債務市場が、政府による信用市場へのアクセス拡大という政策によって形成されてきたことが示唆される。このような状況において消費者が負う債務の消滅に対する課税が行われてきたが、それはなぜなのだろうか。

まず、Raghavan論文では、米国で債務免除益の課税理論が形成されてきた歴史についてまとめているが⁽⁵⁴⁾、この部分はIIの検討と重複するため省略する。

その後、Raghavan論文は、債務免除益課税の主たる議論の対象が法人に対する課税から個人に対するものへと移り変わってきたことを指摘している。IIで述べたとおり、米国の債務免除益課税の議論の出発点となった1931年のKirby Lumber判決は法人に対する課税が議論されたものであり、当時の富や

権力の集中を抑制する考え方のなかに位置づけられる⁽⁵⁵⁾。しかし、その後、タックスギャップの解消を目的として、Iで述べた情報申告制度（Form 1099-Cの提出制度）が1980年代から1990年代にかけて整備された。このことにより、訴訟においても個人納税者に対する債務免除益課税が争われることが多くなったように⁽⁵⁶⁾、債務免除益課税の主たる対象が個人へと移行した⁽⁵⁷⁾。

この移行の背景には、租税政策外のものもふくめたより大きな政策思想の変化があったとRaghavanは整理している。それは、経済的なリスクの責任を個人やその家族へと移し、貧困を糾弾する考え方であり、教育政策や社会保障政策のなかに見出すことができる。情報申告制度の整備による個人に対する債務免除益課税の強化は、当初の制度の創設時に必ずしも意識されたものではなかったかもしれないが、20世紀後半のこのような懲罰的かつ逆進的な論理を反映したものである。このように、消費者に対する債務免除益課税は、政治的な論理の動きに対応して強化してきたものと理解することができる⁽⁵⁸⁾。

3 消費者に対する債務免除益課税への反対論

2で述べたように、債務免除益課税の主たる対象が法人から消費者へと移行したことは米国全体の政策の動きに対応したものだと整理したうえで、Raghavan論文では、消費者に対する債務免除益課税の強化について反対論を展開している。

KleimanがEITCや児童税額控除を素材として論じるとおり、所得税は原則として担税力に対して累進的に課されるが、一定の局面では逆進的な負担を求めてしまうことがある⁽⁵⁹⁾。消費者に対する債務免除益課税は、訴訟が示すとおり実体面でも、あるいは情報申告が求められるという意味で手続面でも⁽⁶⁰⁾、担税力に逆進的な負担を納税者に対して求めう

る。特に、情報申告制度では、実際には享受していない債務免除益でも、情報申告がされた場合には発生したことが推認され、その不発生の立証責任が納税者側に転換してしまうという問題が生じる⁽⁶¹⁾。逆進性に関する批判には反論もありうるが、以下に述べるように、さらに、人種間の不平等および債務者への懲罰的な課税という難点も消費者に対する債務免除益課税には指摘できる⁽⁶²⁾。

まず、人種間の不平等については、かねてより、所得課税全体が人種間の不平等を促進してきたという指摘が Brown によりされてきた⁽⁶³⁾。さらに、1で整理した様々な債務は黒人が主に借り入れていたこともあわせると、消費者が負った債務に対して債務免除益課税を行うことは、通常の所得課税にも増して、人種間の不平等を促進してしまう⁽⁶⁴⁾。

また、Atkinson や Faust が論じるとおり⁽⁶⁵⁾、これまで連邦政府は、信用の供与による貸付けを促進する一方、過大な債務を負う者を罰するような、「音響的分離（acoustic separation）」のような政策を推進してきた。消費者に対する債務免除益課税は、2でもまとめたとおり、このように債務者を罰するような政策の一端を示すものとして理解できる⁽⁶⁶⁾。

4 具体的な提案

以上のように、消費者に対する債務免除益課税は望ましくない施策であることから、この負担を軽減するために、Raghavan 論文は手続面および実体面について立法論を提案している。

まずは、債務免除益の主たる対象を消費者へと移行させた Form 1099-C の提出制度の廃止である。この点、タックスギャップが拡大してしまうという反対論もあるかもしれない。しかし、上述のとおり、Form 1099-C のような情報申告制度があることによって所得の発生が推認され、むしろ過大に所得課税が

されている危険性がある。たとえば、Form 1099-C を提出された債務者が債務超過状態にある場合には、I で述べた事業再生税制の適用を受けられるという反証をすることが可能だが⁽⁶⁷⁾、納税者が自らの負う債務額の総額や保有する資産の時価を把握し、自身が債務超過状態にあると立証することは容易ではない。Form 1099-C を廃止することによって、過少に課税されてしまいタックスギャップが大きくなる場面は生じるかもしれないが、過大に課税されてしまう場面とどちらのコストが大きいかという点は明らかではない⁽⁶⁸⁾。

また、Raghavan 論文では、消費者が享受した債務免除益を一般的に課税から除外する立法を提案している。I で述べたとおり、現在のところ、事業再生税制以外に債務免除益を非課税にする規定は、問題が生じるごとに個別的に立法されている。しかし、より一般的に⁽⁶⁹⁾、消費者信用（consumer credit, 15 U.S.C. § 1691a(d)）のうち 200 万ドル以下の部分と、商業的債務（commercial credit）のうち 50 万ドル以下の部分については、消滅したとしても、債務免除益は総所得から除外されるべきである。このような立法は過激だという批判もあるかもしれないが、純資産アプローチと借入金アプローチの折衷として事業再生税制が構築されてきたことを考えれば、これまでの債務免除益課税の議論と調和的なものと考えられる。むしろ、このような税制は濫用のおそれがあるという批判や公平性を損なうという批判は説得的である。この点、濫用については、それを防止するために、債務者の役務提供を理由とする債務の消滅は適用対象としない規定を設けるべきかもしれない。また、公平性を損なうという批判については、そもそも、消費者に対する債務免除益課税を所与の前提とすることに疑問がある。債務を負うことのリスクは現在のように債務者だけに押し付けるのではなく、国も分かち合うべきである⁽⁷⁰⁾。

IV Raghavan 論文の評価と日本法に対して得られる示唆

1 拙稿（2020）の紹介と本稿の問題関心

以上のように、Raghavan 論文は、消費者に対する債務免除益課税の全体像について債務が生じてきた背景から整理したうえで、否定的な評価を示し⁽⁷¹⁾、立法的な解決策を述べている。

この点、筆者も、消費者に対する債務免除益課税の是非という Raghavan 論文と類似する関心にもとづき、「消費者問題と債務免除益課税」という論文（以下「拙稿（2020）」という）を発表している。拙稿（2020）では、Raghavan 論文のように消費者に対する債務免除益課税全般を論じられていないが、奨学金債務の免除益およびクレジットカード債務の免除益という 2 種類の債務免除益に関する課税問題を取り上げて、米国の議論から日本法に対して得られる示唆を検討している。

具体的には、奨学金債務の免除益について非課税または課税繰延とする立法は、「公平」という観念の枠内で、教育政策にもとづく奨学金債務の免除が議会における立法によって承認され、公平性を害しない減免と捉えられるようになったならば肯定できるのではないか、と論じている⁽⁷²⁾。また、クレジットカード債務の免除益については、いわゆる係争債務の法理を債務免除益の課税理論として肯定できるかという点で解釈論による結論が分かれると論じている⁽⁷³⁾。さらに、このような議論の前提として、米国では消費者に対する債務免除益課税が（Raghavan が論じるように）ある程度一般的に議論されている一方、日本ではそのような議論に乏しいのは、情報申告制度の有無によるのではないか、と分析している⁽⁷⁴⁾。

Raghavan 論文と拙稿（2020）は、既に述べたとおり射程は異なるものの、「消費者に対する債務免除益課税はどこまで肯定できるのか」という関心はほぼ同一のものと言ってよ

いように思われる。また、I で整理したとおり、日米の状況もある程度類似している。まず、日米ともに、消費者が享受した債務免除益でも原則として課税対象となるが、一般的な非課税規定として、債務超過状態にある場合などに適用される事業再生税制がある。もっとも、消費者のなかには事業再生税制が適用されない者もいることから、奨学金債務の免除益やコロナ禍における融資の免除益などの問題については、問題が生じるごとに個別的な非課税規定を立法することで日米ともに対応している。したがって、拙稿（2020）と Raghavan 論文が重なっている部分を比較検討することで、日本法に対して得られる示唆はあるように思われる。

両論文が重なっている部分としては、情報申告制度に関する議論と、非課税規定の立法論が挙げられよう。まず、情報申告制度に関する議論については、拙稿（2020）では日本に類似する制度が無いことによって消費者が享受した債務免除益が捕捉されていないのではないかと指摘したが、Raghavan 論文は同様に情報申告制度があることで消費者の債務免除益が捕捉されているという見地に立ったうえで、この制度を廃止すべきだという議論をしている。また、非課税規定の立法論については、拙稿（2020）では個別的な非課税規定による対応を続けることを前提としてその立法を支持する根拠を探ったが、Raghavan 論文は個別的な非課税規定ではなく消費者が享受した債務免除益に関する一般的な非課税規定を設けるべきことを論じている。

そこで、以下では、①日本において債務免除益に関する情報申告制度を導入すべきか、②消費者が享受した債務免除益について、個別的な非課税規定の立法による対応を続けるべきか一般的な非課税規定を設けるべきか、という 2 点を議論したい。

2 情報申告制度⁽⁷⁵⁾

Raghavan 論文では、既に債務免除益に関する情報申告書の提出制度が導入されている米国の状況を前提として、同制度を廃止すべきだ、という議論をしている。その論拠は、Raghavan 論文自体が分節しているものではないが、III 2 でまとめたように米国全体の政策の流れに沿って (a) 債務免除益の主たる対象を法人から個人へと移行させたことおよび III 3 でまとめたように (b) 所得を債権者が過大に申告してしまって過大に課税されるリスクがあること、の 2 点であろうかと思われる。

順番は前後するが、(b) 過大な課税のリスクについては、説得的な議論とは考え難いように思われる。まず、Form 1099-C の提出は、全ての債権者に求められるものではなく、公的機関および一定の金融機関のみに求められる（内国歳入法典 § 3701(a)(4)）。したがって、もちろん程度問題ではあるが、債権額などに関するミスが頻発するとは考え難いように思われる⁽⁷⁶⁾。また、あくまで Form 1099-C に記載された債務免除益の額は推定額であり、反駁は可能である。たとえば、クレジットカードの返済減免に関する Earnshaw 判決では⁽⁷⁷⁾、裁判所が Form 1099-C の記載額よりも少ない債務免除益の金額を認定し、納税者が一部勝訴する結論が出されている。したがって、仮に過大な債務額が記載されていたとしても、それが納税者を拘束するわけではないように思われ、ミスが頻発しているなどの事情が無ければ、制度自体が望ましくない理由になるとは言い難い。

以上のように、(b) 過大な課税のリスクにより情報申告制度の廃止を主張する議論は説得的とは考え難い一方、(a) 債務免除益の主たる対象を個人に移行させたことは、拙稿でも論じたとおり⁽⁷⁸⁾、正当な指摘ではないかと思われる。まず、II 1 で述べたとおり、米国で初めて債務免除益課税を肯定した 1931 年

の Kirby Lumber 判決は法人納税者が発行した社債の償還について争われた事件であり⁽⁷⁹⁾、同判決後もしばらくは、主として法人に対する債務免除益課税が議論されている⁽⁸⁰⁾。また、学説としても、確たる言及はないが、1978 年に Bittker および Thompson が発表した論文は⁽⁸¹⁾、主として法人納税者を想定して議論をしているように思われる。

以上のように、1980 年の情報申告制度の創設によって、債務免除益課税の主たる対象が法人や事業者から個人消費者に移行したという分析自体は正当であろう。もっとも、この分析にもとづいて情報申告制度を廃止すべきだと評価するためには、「消費者に対する債務免除益課税は法人や事業者に対するものよりも軽減されるべきか」という点で議論が分かれるようと思われる。消費者であっても債務免除益を享受したならば法人や事業者と同じように課税されるべきであれば、仮に債務免除益課税の主たる対象が消費者にならうと、それはむしろ捕捉されていなかった所得が捕捉されたという意味で望ましいと論じられよう。他方、消費者特有の事情があるのだから消費者に対する債務免除益課税は軽減されるべきなのであれば、債務免除益課税の主たる対象が消費者になることは望ましくなく、そういう効果をもたらす情報申告制度を廃止すべきだと論じられよう。

このように、(a) の論拠に沿って情報申告制度の廃止を論じる場合には、「消費者に対する債務免除益課税は法人や事業者に対するものよりも軽減されるべきか」という点で結論が分かれることになろう。そして、この点に関する議論は、②一般的な非課税規定の必要性の議論にある程度吸収されるようと思われる。したがって、以下では、Raghavan の 2 つの提案について一元的に、「消費者に対する債務免除益課税は法人や事業者に対するものよりも軽減されるべきか」という点から議論することとしたい。

3 Raghavan 論文の提案の妥当性

(1) Raghavan 論文の前提にあるもの

Raghavan 論文が提案する①情報申告制度の廃止および②消費者が享受した債務免除益の一般的な非課税規定は、消費者に対する債務免除益課税は法人や事業者に対するものよりも軽減されるべきであるとすれば、いずれも正当な議論だと論じられようかと思われる。

Raghavan 論文の議論をこのように理解することは、過大な課税のリスクを捨象していることなど一定の単純化をするものではあるが、その議論の本質をすり替えるものではないように思われる。なぜならば、Ⅲ 1 および 2 でまとめたように、Raghavan 論文は消費者が負う債務が生じて来た背景やそれに対する課税の強化を支持して来た思想を整理したうえで課税について論じているが、これは、消費者が負う債務は法人などが負うものとは生じて来た背景が異なり、政府の政策によるところが大きいのであるから、異なるように取り扱うべきだ、という主張と理解できるようと思われるからである。

もっとも、「相違するものを異なるように取り扱うべきだ」だけでは、問題は解決しないであろう。その相違が異なる取扱いを正当化するものであると評価できなければ、その議論は成り立たないからである⁽⁸²⁾。そして、Raghavan 論文が消費者の享受した債務免除益に対する課税を軽減すべきだと論じる評価基準は、Ⅲ 2 および 3 を通じて論じられるところ、担税力に応じた課税、すなわち、富や所得の再分配であろうと思われる。

Raghavan 論文では、所得課税は担税力に応じてされるべきことと、Kiby Lumber 判決は担税力に応じた課税により富の集中を抑制する考え方の中に位置づけられることをまず論じている。このように、所得課税が有する所得再分配などの政策目的に自覚的であるべきだということは、日本でも、所得概念論のレベルで藤谷武史が既に指摘しているとこ

ろであり⁽⁸³⁾、もちろん Kirby Lumber 判決をそのような考え方に基づくものと位置づけられるかという点については議論の余地があるものの、立法論を論じるにあたり所得税制度それ自体の目的を問い合わせたうえで議論の枠組は正当なものと考えられるのではないかと思われる。

(2) Raghavan 論文の問題点

そして、Raghavan 論文は、「所得税は担税力に応じて課されるべきだ」という基準を打ち立てたうえで「消費者に対する債務免除益課税は、法人に対するものと異なり担税力に逆進的に課されることから、軽減されるべきだ」と論じている。このような議論の背景には、「消費者保護と所得再分配はある程度一致する政策目的である」ということを前提として、「消費者保護のために消費者に対する債務免除益課税を軽減することで、所得再分配も果たされる」という観念があるのではないか、と思われる。ここにおいて問われるべきは、「消費者保護と所得再分配はある程度一致する政策目的である」が正当か否か、という点であろう。

消費者保護と所得再分配は、貧困の解消や格差是正という考え方から、一定の類似性を持つ政策目的ではあろうかと思われる。もっとも、この 2 つの考え方は必ずしも同一のものではないように筆者には思われる。たとえば、どんなに高所得を得ていたり多額の富を有していたりしても、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるもの」ではない個人（消費者契約法 2 条 1 項）、すなわち消費者であれば、消費者法政策の保護対象であろう⁽⁸⁴⁾。他方、個人事業者であつたとしても、所得が低ければ、所得再分配によって恩恵を受けるべきであろう⁽⁸⁵⁾。

より抽象的なレベルの議論としても、現在の所得税制度における所得の意義を示したものと理解されている Simons の所得概念は⁽⁸⁶⁾、「消費」を構成要素としており、帰属所得を

課税対象にすべきだと主張していた⁽⁸⁷⁾。したがって、消費者でも所得税を一定程度負担すべきことは、所得税制度が当初から予定していたように思われる⁽⁸⁸⁾。

もっとも、私法が州法によって規律され、消費者保護法制も州法において規律されている米国と、消費者法制が国全体で規律されている日本とでは、「消費者保護」という政策目的の位置づけが異なる可能性もある。この点を考慮すると、「所得再分配と消費者保護は必ずしも同じ政策目的ではないのではないか」という本稿の議論は、Raghavan 論文それ自体の妥当性に対する説得的な批判ではないのかもしれない⁽⁸⁹⁾。したがって、さしあたり、少なくとも日本では消費者保護は所得再分配とは異なる政策目的である、つまり、Raghavan 論文の前提は妥当しないと理解して議論を進めるにしたい⁽⁹⁰⁾。

(3) 情報申告制度および一般的な非課税制度の是非

以上のように、「消費者に対する債務免除益課税の軽課は所得再分配＝消費者保護から支持される」という Raghavan 論文の前提は、少なくとも日本では妥当しないように思われる。より一般的に述べれば、所得再分配などの租税政策と消費者保護という消費者法政策は重なるところはあれど必ずしも同じものではない、と筆者は考える。

以上のような Raghavan 論文と異なる前提に立つならば、①Form 1099-C のような債務免除益の供与に関する情報申告制度は、仮に債務免除益に関してタックスギヤップが生じているという事情があるのならば⁽⁹¹⁾、肯定的に捉えることができるようと思われる。なぜならば、仮に消費者に対する債務免除益課税を強化するという作用があるとしても、それは捕捉されていない所得を捕捉するという意味で所得再分配に資するものであり、租税政策という観点から支持されうるからである

⁽⁹²⁾。そして、消費者が享受した債務免除益であってもまずは捕捉したうえで、課税による問題が生じたならば、非課税規定を可及的速やかに整備すべきであろう。

現行制度との比較という意味でも、情報申告制度は一定程度肯定的に捉えられるようと思われる。判例理論によれば、債務免除益は給与所得に該当し、債権者に源泉徴収義務が課される場合がある⁽⁹³⁾（法 28 条 1 項、183 条）。しかし、源泉徴収義務が課される場合には、債務免除益の供与は現金の支払いを伴うものではないから、債権者はいわゆる「天引き」ができず、債務者に対して求償をすることしかできない（法 222 条）。債務免除を受ける債務者は無資力の場合もあり⁽⁹⁴⁾、そのようなときには債権者は源泉徴収税額について自ら負担し、いわば「泣き寝入り」をするしかない⁽⁹⁵⁾。このような不合理な現状よりも、債務免除益の供与については所得分類によらない情報申告を求め、源泉徴収を行わないとする制度の方が合理的ではないかと考える。

また、②Raghavan の提案する一般的な非課税制度についても、合理的なものとは言い難いように思われる。Raghavan 論文は「問題が生じるごとに特定の債務を除外するいい加減なパッチワークを創設するよりもむしろ

（Rather than working with kludgy patches to exempt specific debt as problems arise）」⁽⁹⁶⁾と述べていることから、奨学金債務や PPP など債務の性質に着目して設けられてきた個別的な非課税規定（パッチワーク）を削除して、代わりに 200 万ドルまたは 50 万ドルを上限とする一般的な非課税規定を導入する提案をしているようと思われる。このような提案では、これまでの個別的な非課税規定では救済されていた納税者が金額の枠を超過して救済されない懸念があろう。この点、200 万ドルも非課税になるならば十分だという意見もあるかもしれないが、たとえば、日本の例でいえば、倉敷青果荷受組合事件で

は⁽⁹⁷⁾、48億円超の債務免除益の課税問題が争われていることから、必ずしも200万ドルでは十分だとは言えないようと思われる。また、このような提案が仮に立法されたとして、200万ドルという多額の非課税枠が果たして本当に実現するのか、現実にはより低額の非課税枠となるのではないか、という疑念もある。

以上のような現実的な問題があることにくわえ、より理論的な問題としては、非課税枠を設けた一般的な非課税規定では、その枠を超える、つまりより多くの債務を負ってより困窮している者は救済されず、その枠内の債務を負っている、つまりより少ない債務のみ負っている者は救済されるという、Raghavanの枠組によればおそらく逆進的と評価されるであろう事態が起こるよう思われる。また、Raghavanが事業再生税制（内国歳入法典§108(a)(1)(A)および(B)など）の削除まで主張するものは必ずしも明らかではないが、仮にそこまで主張するのであれば⁽⁹⁸⁾、事業再生税制は債務超過の例外などこれまで判例理論などで形成されてきた解釈論との整合性を意識した制度である一方、Raghavan論文が提案する一般的な非課税規定は判例理論や従来的な解釈論との関係性が不明確であり、運用上の問題も生じうるよう思われる。

4 Raghavan論文の指摘の妥当性

（1）Raghavan論文の積極的な意義

以上のように論じてきたとおり、情報申告制度の廃止および一般的な非課税規定の立法というRaghavan論文の提案は、基本的には望ましくないものと考えられる。すなわち、消費者が享受した債務免除益でも課税対象となることをまずは前提としたうえで、租税政策と消費者法政策をふくむ他の政策目的の調和点である個別的な非課税規定のブラッシュアップを続ける（なるべく細かなパッチワー

クを編み続ける）ことで問題を解決すべきだと本稿としては結論づけたい。

もちろん、3（1）で論じたとおり、所得税制を設計するにあたっては、その目的である所得再分配を重視すべきであろう。ただし、3（2）で論じたとおり、所得再分配は少なくとも日本では消費者保護とは異なる政策目的であって、2つの政策目的を混同するRaghavan論文の枠組には賛同しがたい。

では、Raghavan論文は全く見るところはないのだろうか。この点、1で論じたとおり、「当初は法人を想定して構築された債務免除益の課税理論が過大に個人納税者を包摂しており、結果として不公平な事態を招いている」という指摘や問題関心は、首肯しうるものであるよう思われる。すなわち、Raghavan論文は、立法論としての主張に成功しているようには必ずしも思われないが、議論の前提となる問題点については正当な指摘をしているのではないか、と考えられる。

（2）消費者が享受する債務免除益と「新たな、しかし有利ではないスタート」

II 2で整理したとおり、日米ともに有力な学説である借入金アプローチにおいては、過去に何らかの非課税の利得を得て負った債務（たとえば借入金）ならば、どんなに困窮している状況で免除を受けたとしても、債務免除益という所得が発生すると解すべきであるとされる⁽⁹⁹⁾。困窮する消費者に対して債務免除益課税がされてしまう背景に債務免除益の課税理論があるとするRaghavan論文の指摘は、所得税制や債務免除益課税全体ではなく借入金アプローチという特定の考え方に対するものとして捉えるならば正当であるように思われる。

もっとも、借入金アプローチにおいても、租税政策以外の目的によって設けられた非課税規定があるならば、当然、債務免除益に所得税は課されない。日本法でいえば、資力喪

失者が享受した債務免除益を非課税とする事業再生税制（法44条の2）についても、租税政策のみによれば課税すべき債務免除益につき、倒産処理政策に対する配慮によって非課税とするものと位置づけられることとなろう。このような考え方を示すフレーズとして、「新たに、しかし有利でないスタート（fresh start, no head start）」⁽¹⁰⁰⁾というものがある。倒産処理政策によれば、債務超過者の納税者が債務免除を受けた場合には「新たなスタート」が可能となるべきであり、即時の課税が行われることは望ましくない。しかし、租税政策によれば、債務超過の納税者がそうではない納税者に比して「有利なスタート」をしてしまうことは望ましくない。これら2つの考え方のバランスをとる形で事業再生税制は構築されるべきだ、という主張が、借入金アプローチと整合的な事業再生税制の立法論として述べられてきた。

このような背景を前提とすれば、消費者が享受する債務免除益に対する課税についても、債務超過者に関する議論と似た関心にもとづき「有利なスタート」にならない範囲で個別的な非課税制度が設けられてきたが、それでは不十分である（つまり債務免除益課税が過大に納税者を包摂している）旨を指摘する議論とRaghavan論文は整理できよう。この点、法人や事業者は債務から免れた後に合理的な事業活動によって経営を再建できるであろうから、「新たに、しかし有利でないスタート」によって税制上の配慮は十分かもしれない。しかし、個人の消費者は、債務から免れた後、そこから更に生活を再建しなければならないのであるから、「新たに、しかし有利でないスタート」では配慮が不十分であるという指摘は合理的なものと思われる。

また、日本でも、消費者が負った債務の免除益について、従来的な課税理論では合理的な結論が導けない可能性があるのでないかということが、高橋祐介によって議論されて

きた⁽¹⁰¹⁾。高橋の指摘は、どちらかといえば、課税が行われないことが債務の不払いを助長してしまうのではないかという（つまり過少包摂の）指摘を主とするものであるが、借入金アプローチという従来的な債務免除益の課税理論では消費者が享受する債務免除益に関して合理的な結論を導けないのでないかという関心は、Raghavan論文と重なるところがあるように思われる。

（3）消費者に対する債務免除益課税を議論する際の債務控除アプローチの有用性

以上のような理解を前提とすれば、Raghavan論文は、消費者法学の観点から、債務免除益の課税理論が未だ成熟しきっていないことにより、消費者に対する債務免除益課税について妥当な結論を示せていないことを示唆する（いわば税法学に注文を付ける）議論と捉えられるのではないか、と思われる。債務免除益の課税理論については既に税法学の議論の蓄積があるところではあるが、消費者法学の観点から、かつ債務が生じて来た背景についての整理を前提としてこの点を指摘したところに、Raghavan論文の固有の価値があるものと評価できよう。

Raghavan論文の指摘を以上のように理解したうえで、これに税法学の側から応答するのであれば、借入金アプローチの問題点を克服する新たな課税理論が必要となるように思われる。この点、II 3で整理したように、筆者は、債務控除アプローチという新たな債務免除益の課税理論を提唱している。

債務控除アプローチにおいては、消費者が負った債務については、引換に可能となった消費が課税対象となるようなものでなければ、そもそも所得不発生と租税政策の枠内で議論できる⁽¹⁰²⁾。たとえば、Raghavan論文が例として挙げる住宅ローンについても、通達に定められる非課税となるフリンジベネフィットの範囲を賄う程度の金額であれば

(所得税基本通達 36-47), それが無ければ課税されるはずであった消費から控除されたものとはいえないでのあるから, 返済無しで消滅したとしても法 36 条にいう「経済的な利益」としての債務免除益が発生しておらず, 非課税規定の適用の有無以前に所得税が課されないものと解することができよう。

以上のように、「借入金アプローチが過大に消費者を包摂している」という Raghavan 論文が示唆する指摘に対しては、筆者としては「債務控除アプローチにもとづけば、消費者が債務免除を受けたとしても、一定の範囲内では債務免除益課税がされるべきではないと議論できる」と応答したい。すなわち、消費者が経済的利得と引換えに負った債務の減免を受けたとしても、その経済的利得によって可能となった消費が債務を負っていなければ所得税の課税対象となるようなものでなければ債務免除益が発生しないところに租税政策のベースラインを再設定したうえで、他の政策目的との調和点を個別的な非課税規定の立法という形で探るべきであろう⁽¹⁰³⁾。

おわりに

本稿では、以下のような議論をした。

債務免除益に関する具体的制度は、情報申告制度の有無という違いはありつつも、概ね日米で同様である（I）。「債務免除益」の意義や範囲に関する債務免除益の課税理論としては、純資産アプローチと借入金アプローチというものがある。日米ともに、純資産アプローチにより実務が形成されてきた一方、借入金アプローチが判例理論や学説では有力になっている（II）。本稿が主たる検討対象とする 2023 年の Raghavan 論文では、消費者法学の観点から、消費者に対する債務免除益課税が強化されてきたことに疑問を呈している。具体的な提案として、情報申告制度の廃止と、一般的な非課税制度の整備を主張している（III）。Raghavan 論文の具体的な提案には、

所得再分配と消費者保護は異なる政策目的であるように思われることから賛同しがたい。ただし、同論文は、債務免除益の課税理論をより深めることを税法学の外から求めるものと理解できるように思われる（IV）。

日本では、現在のところ消費者に対する債務免除益課税は盛んに議論されていないようと思われるが、今後大きな問題として生じうるであろう⁽¹⁰⁴⁾。したがって、Raghavan 論文を契機として、消費者に対する債務免除益課税について、根底的な理論のレベルから、予め議論を詰めていく必要があるのではないかと思われる。

※ 本研究は、JSPS 科研費 24K16249 の助成を受けたものである。

⁽¹⁾ この規定の要件の解釈論として、金子宏『租税法[第 24 版]』(弘文堂、2021 年) 198~199 頁、所得税基本通達 44 の 2-1 参照。この規定の適用範囲の解釈論として、片山直子「源泉徴収義務をめぐる近時の法的諸問題」税法学 581 号 (2019 年) 229 頁、片山直子「居住者に対する源泉徴収の問題点」税研 209 号 (2020 年) 45 頁、奥谷健「資力喪失による債務免除と源泉徴収義務」『水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論』(中央経済社、2022 年) 389 頁参照。この規定の解釈論全般については、拙著『債務免除益の課税理論』(勁草書房、2020 年) 3~88 頁参照。

⁽²⁾ この点に関する議論として、拙稿「貸与型奨学生と債務免除益課税」青山ローフォーラム 6 卷 2 号 (2018 年) 153 頁、橋本彩『教育支出に対する課税問題』(成文堂、2021 年) 37~39, 104~105 頁〔初出：2017~2020 年〕参照。

⁽³⁾ この規定の立法後に生じうる問題についての議論として、拙稿「総合支援資金制度に係る債務免除益の非課税と所得控除」神奈川法学 55 卷 1 号 (2022 年) 93 頁参照。

⁽⁴⁾ この規定に関する立法論として、See Gregory S. Crespi, *Should We Defuse the Tax Bomb Facing Lawyers Who Are Enrolled in Income-Based Student Loan Repayment*

Plans?, 68 S. C. L. REV. 117 (2016).

(5) この規定に関する立法論として, *See Bradford P. Anderson, Robbing Peter to Pay for Paul's Residential Real Estate Speculation: The Injustice of Not Taxing Forgiven Mortgage Debt*, 36 SETON HALL LEGIS. 1 (2011).

(6) この規定の立法後に生じうる問題についての議論として, *See Charlotte Crane, Double or Nothing: Sorting Out the Consequences of PPP Loans*, 167 TAX NOTES FED. 1705 (2020).

(7) なお, 日独の事業再生税制の比較検討として, 宮本十至子「事業再生税制の最近の動向」立命館経済学 71 卷 1 号 (2022 年) 1 頁参照。また, 米国の事業再生税制は法人の所得税にも適用されるものだが, 日本の法人税法における企業再生税制は (法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 59 条など), 所得税法上の事業再生税制とは異なる制度として設計されている。

(8) もっとも, 当然ながら細かな違いはある。特に指摘すべきは, 日本の事業再生税制では, 債務免除益の非課税規定 (法 44 条の 2) が適用される際には資産の含み損益は清算されない一方, 米国の事業再生税制では, 債務免除益が総所得から除外されるとともに資産の含み損益は清算される点である (内国歳入法典 § 108(b)(2)(E))。日本にも, 一定の債務処理時に資産の含み損を必要経費に算入する規定はあるが (租特 28 条の 2 の 2), この規定の適用時には債務免除益の非課税規定は適用されないため (同条 1 項第 2 括弧書), どちらかのみが適用されるようになっている。この点をふくめ, 日米の事業再生税制の比較検討については, 拙著・前掲注 (1) 267~281 頁参照。

(9) 当該制度については, 拙著・前掲注 (1) 151 ~159 頁 [初出: 2017 年] 参照。

(10) なお, 以下の記述は, 拙稿「判批」神奈川法学 56 卷 3 号 (2024 年) 138~149 頁と記述として重なる点が多い。同じ論者が同じ論点について一般論をまとめている部分であることや, この論文と当該判例研究は関心が異なることに鑑み, ご容赦いただきたい。

また, 以下の議論については, 引用する増井および高橋の議論のほか, 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究 12 号 (2004 年) 162 頁, 川田剛『新版 ケースブック海外重要租

税判例』(財経詳報社, 2016 年) 74~75 頁, 長戸貴之『事業再生と課税』(東京大学出版会, 2017 年) 107~121 頁, 拙著・前掲注 (1) 参照。債務免除益課税一般については, このほか, 鳥飼貴司「債務免除 (債権放棄) と課税」鹿児島大学法學論集 47 卷 2 号 (2013 年) 185 頁参照。

(11) 米国対 Kirby Lumber 社事件連邦最高裁判所判決 (284 U.S. 1 (1931))。

(12) 内国歳入長官対 Simmons Gin 社事件第十巡回区巡回控訴裁判所判決 (43 F.2d 327 (1930)) 参照。

(13) 代表的なものとして, Dallas Transfer & Terminal Warehouse 社対内国歳入長官事件第五巡回区巡回控訴裁判所判決 (70 F.2d 95 (1934)) がある。この点については, 拙著・前掲注 (1) 17~19 頁 [初出: 2016 年] にて, ある程度網羅的な整理をしている。

(14) Bankruptcy Tax Act of 1980, Pub. L. No. 96-589, §2, 94 Stat. 3389, 3389-3397 (1980).

(15) 長戸・前掲注 (10) 166~182 頁, 拙著・前掲注 (1) 269~272 頁参照。

(16) 強いて言うならば, 東京地判平成 30 年 9 月 25 日税資 268 号順号 13192 が, このような点について議論した裁判例として挙げられようかと思われる。もっとも, この判決でも, 債務免除益の課税理論についての一般的な判示は見られない。

また, 近時の着目すべき裁判例として, 東京高判令和 6 年 1 月 25 日 (判例集等未登載) がある。この判決の原判決 (東京地判令和 5 年 3 月 14 日 (判例集等未登載)) について筆者が公表した判例研究として, 拙稿「判批」TAINS だより 235 号 (2023 年) 2 頁, 拙稿・前掲注 (10) 参照。

(17) 明示的な議論ではないが, 名古屋医師財産分与事件上告審判決 (最判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁) は, 「分与義務の消滅は, それ自体 1 つの経済的利益ということができる」と論じている。しかし, 後述する借入金アプローチや債務控除アプローチによれば, 財産分与義務を負ったとしても経済的な受益や税負担の減少は無いように思われる。この判決は, 債務免除益課税に関する判例ではなく譲渡所得課税に関する判例と位置づけるべきものではあるが, 債務の消滅に関する日本の課税実務が債務の発生原因に無頓着であることを背景とした判決で

あるようにも思われる。この点については、岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢 158 卷 5・6 号（2006 年）208～210 頁も参照。

(18) 大阪地判平成 24 年 2 月 28 日税資 262 号順号 11893、倉敷青果荷受組合事件差戻控訴審判決（広島高判平成 29 年 2 月 8 日民集 72 卷 4 号 353 頁）参照。ただし、仙台高判平成 17 年 10 月 26 日税資 255 号順号 10174 も参照。

(19) 東京高判平成 28 年 2 月 17 日税資 266 号順号 12800。

(20) 吉村政穂「判批」ジュリスト 1505 号（2017 年）212 頁参照。

(21) 拙著・前掲注（1）233～236 頁参照。

なお、米国では、純資産アプローチの下で、ノンリコース債務の消滅からは債務免除益は生じないという判例理論が形成されていた（Fulton Gold 社対内国歳入長官事件租税不服審査会裁決（31 B.T.A. 519 (1934)）参照）。ノンリコースである、つまり、返済しない場合には物的責任のみを問われ人的責任を問われない債務については、「将来の返済に充てるはずの資産」が観念できないという議論である。この議論が日本でも通用するのであれば、ノンリコース債務の消滅によって債務免除益が生じるとして借入金アプローチに近い考え方を前提としつつ所得分類の判断にあたっては債務消滅時の事情のみを考慮する純資産アプローチに近い考え方を示すこの判決には、後述する 2015 年の最高裁判決と同じく、債務免除益の課税理論として一貫した考え方を示していないという批判が可能であろう。

ノンリコース債務の免除益に対する課税については、若木裕「ノンリコースローンを巡る課税上の諸問題について」税務大学校論叢 77 号（2013 年）69 頁、小塚真啓「債務免除益の法的・経済的性質と所得分類」租税研究 795 号（2016 年）74 頁も参照。

(22) See Stanley S. Surrey, *The Revenue Act of 1939 and the Income Tax Treatment of Cancellation of Indebtedness*, 49 YALE L. J. 1153 (1940); James S. Eustice, *Cancellation of Indebtedness and the Federal Income Tax: A Problem of Creeping Confusion*, 14 TAX L. REV. 225 (1959).

(23) たとえば、夫の債務の弁済のために妻が振り出した手形について額面額よりも低額で返済を

した事件である Bradford 対内国歳入長官事件第六巡回区控訴裁判所判決（233 F.2d 935(1956)）参照。

(24) See Boris I. Bittker & Barton H. Thompson, Jr., *Income from the Discharge of Indebtedness: The Progeny of United States v. Kirby Lumber Co.*, 66 CAL. L. REV. 1159 (1978).

(25) *Id.* at 1165.

(26) たとえば、近時の裁判例として、保証債務の消滅時に納税者に課税がされるか争われた Mylandar 対内国歳入長官事件連邦租税裁判所判決では（T.C. Memo. 2014-191(2014)），納税者が債務の保証と引換えに何ら対価を得ていないことから、債務免除益課税が否定されている。

(27) たとえば、See Lawrence Zelenak, *Cancellation of Indebtedness Income and Transactional Accounting*, 29 VA. TAX. REV. 277 (2009); Douglas A. Kahn & Jefferey H. Kahn, *Cancellation of Debt and Related Transactions*, 69 TAX L. 161 (2015).

(28) 内国歳入長官対 Tufts 事件連邦最高裁判所判決（461 U.S. 300 (1982)）。

(29) See Deborah A. Geier, *Tufts and the Evolution of Debt-Discharge Theory*, 1 FLA. TAX REV. 115 (1992).

(30) 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題(上)」ジュリスト 1317 号（2006 年）268～269 頁。増井良啓「賭博債務の免除から所得は生ずるか」税研 40・41 合併号（1992 年）17 頁、増井良啓『租税法入門〔第 3 版〕』（有斐閣、2023 年）123～125 頁も参照。

(31) 倉敷青果荷受組合事件第一次上告審判決（最判平成 27 年 10 月 8 日民集 251 号 1 頁）。

(32) 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第 5 版〕』（成文堂、2019 年）504～527 頁参照。

(33) 東京地判平成 30 年 4 月 19 日判時 2405 号 3 頁。筆者が発表した判例研究として、拙稿「判批」月刊税務事例 51 卷 8 号（2019 年）45 頁、拙稿「判批」税法学 582 号（2019 年）175 頁参照。

(34) ただし、当然ながら、両国の状況は必ずしも同一ではない。

たとえば、日本では、債務免除益の課税理論について確たる判示をしているのは東京地判平成 30 年 4 月 19 日・前掲注（33）しか見当らないため、債務免除益の課税理論に関する判例

理論は未だ形成されきっていない。また、平成26年度税制改正による法44条の2の立法にあたっては、その趣旨が立法資料などで明確になっておらず、旧所得税基本通達36-17との文言の違いなど、その解釈が不明確な状況にある（拙著・前掲注（1）32～49頁〔初出：2016～2017年〕参照）。

このような日本の状況は、Kirby Lumber判決以降、債務免除益の課税理論に関する判例理論を継続的に蓄積し、内国歳入法典§108の立法にあたって議会で盛んに議論がされた米国の状況に比べ、議論が今のところはあまり進んでいないと評価できるようと思われる。

(35) See HENRY C. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION 50 (1938).

(36) See Zelenak, *supra* note 27, at 289-294.

(37) たとえば、法人税法に関する判断として期間計算主義の考え方を強調した判例として、クラヴィス事件上告審判決（最判令和2年7月2日民集74巻4号1030頁）参照。

(38) 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（下）」*ジュリスト*1317号（2006年）268～269頁参照。

(39) 高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！」立命館法学352号（2013年）240頁参照。

(40) 最判平成27年10月8日・前掲注（31）。

(41) 広島高判平成29年2月8日・前掲注（18）。

(42) 拙著・前掲注（1）参照。なお、「租税利益アプローチ」と名付けた方が良かったんだろうか、とも現在では考えているが、表記の揺れを避けるために「債務控除アプローチ」と呼び続けている。

(43) 租税利益の原則については、高橋祐介「タックス・ベネフィット・ルールと遡及的調整」*租税研究*767号（2013年）134頁、進藤直義「租税法律主義とタックス・コモン・ロー『税法上の利益のルール』」*獨協ロー・ジャーナル*9号（2014年）87頁、拙著・前掲注（1）89～117頁〔初出：2018年〕参照。

(44) 米国の判例として、Hillsboro National Bank対内国歳入長官事件連邦最高裁判所判決（460 U.S. 370 (1983)）参照。

(45) 経済的利得と引換えに負ったものでない債務の消滅局面に全く課税しないでよいのか、という高橋・前掲注（39）の指摘には、債務控除アプローチの観点からは「明らかに課税対象とすべき

消費を打ち消しているか、過年度に債務額が控除を生み出しているか、仮に経済的利得と引換えに負った債務の消滅ではなくとも課税対象とすべきだ」と応答することになる。もっとも、これは高橋の指摘に正面から応えたものとは言い難いのかもしれない。たとえば、高橋が問題視する養育費の支払義務から免れた者については、債務控除アプローチにおいても、課税対象と捉えられる場面は限定的であろう。

(46) 増井良啓「所得税法上の純損失に関する一考察」*日税研論集*47号（2001年）78～88頁参照。

(47) See Vijay Raghavan, *The Case against the Debt Tax*, 91 FORDHAM L. REV. 1849 (2023).

(48) この点に関して示唆に富む日本の先行研究として、西内康人『消費者契約の経済分析』（有斐閣、2016年）163～197頁参照。

(49) See Raghavan, *supra* note 47, at 1860-1864.

(50) See id. at 1864-1866.

(51) ペイディ・ローンについては、大橋陽『現代アメリカ消費者信用史』（日本評論社、2023年）139～167頁〔初出：2014年〕参照。

(52) See Raghavan, *supra* note 47, at 1860-1864.

(53) See id. at 1870-1875.

(54) See id. at 1877-1881.

(55) なお、Raghavan論文では、所得税制度の累進性自体が、歳入確保や担税力に応じた課税の手段というよりもむしろ富や集中した権力の制限のための手段として導入されたことを述べ、Mehrotraの2013年の書籍を引用している（See id. at 1881）。しかし、このような見方の妥当性はともかく、少なくともMehrotraの書籍は、米国における所得税の導入にあたっては、富や所得の再分配という歐州に由来する考え方と論者が慎重に距離を置き、財政負担の再配分に力点を置いていたことを述べているように思われる（See AJAY MEHROTRA, MAKING THE MODERN AMERICAN FISCAL STATE; LAW, POLITICS, AND THE RISE OF PROGRESSIVE TAXATION, 1877-1929, 143-185 (2013)）。

(56) Raghavan論文が例として挙げている訴訟のうちPayne判決（95.T.C.M. 1253 (2008)）については、拙稿「消費者問題と債務免除益課税」青山法学論集61巻4号（2020年）359～363頁参照。Stewart判決（T.C. Summ.Op. 2012-46 (2012)）およびClark判決（T.C. Memo. 2015-175

(2015)) については、拙著・前掲注(1)154~159頁〔初出：2017年〕参照。

(57) See Raghavan, *supra* note 47, at 1881-1886.

(58) See id. at 1885-1888.

(59) See Ariel Jurow Kleiman, *Low-End Regressivity*, 72 TAX L. REV. 101 (2019).

(60) See Leslie Book, T. Keith Fogg & Nina E. Olson, *Reducing Administrative Burdens to Protect Taxpayer Rights*, 74 OKLA. L. REV. 527 (2022).

(61) See Joshua D. Blank & Ari Glogower, *The Tax Information Gap at the Top*, 108 IOWA L. REV. 1597 (2023).

(62) See Raghavan, *supra* note 47, at 1889-1890.

(63) たとえば、See Dorothy A. Brown, *Race and Class Matters in Tax Policy*, 107 COLUM. L. REV. 790 (2007).

(64) See Raghavan, *supra* note 47, at 1890-1892.

(65) たとえば、See Abbye Atkinson, *Borrowing Equality*, 120 COLUM. L. REV. 1403 (2020).

(66) See Raghavan, *supra* note 47, at 1892-1894.

(67) なお、Raghavan は触れていないが、債務者（納税者）が事業再生税制の適用を受ける場合、債権者は、Form 1099-C とあわせて、Form 982 という書類を債務者および課税庁に提出する必要がある (26 C.F.R. §§1.108-4(b), 1.1017-1(f)(2))。もっとも、債権者が債務者の状況を把握しておらず、この書類を提出しなかったことにより、本来ならば事業再生税制の適用を受けられる納税者が適用を受けられないと推認されてしまう場合は当然ありうるであろう。

(68) See Raghavan, *supra* note 47, at 1894-1895.

(69) なお、Raghavan 論文は、このような個別的な対応を「いい加減なパッチワーク (Kludgy Patches)」と批判して、一般的な非課税規定を立法すべきだと主張している。もっとも、この批判の根拠は、Raghavan 論文それのみからでは明らかではないようにも思われる。たとえば、Crespi が奨学金債務の免除益について所得連動型返還制度によるものが現行の規定では課税対象になってしまうと論じるように (See Crespi, *supra* note 4)，個別的な非課税規定の立法では適用要件から外れてしまう納税者が救済されない問題などをより具体的に取り上げたうえで、このような批判をすべきではなかったか、と思

われる。

(70) See Raghavan, *supra* note 47, at 1896-1899.

(71) なお、債務免除益課税について論じるものではないが、税制が消費者問題を悪化させるかもしれないという類似する関心として、高橋祐介「消費者問題と税法」丸山絵美子編著『消費者法の作り方』(日本評論社、2022年) 177~181頁参照。

(72) 拙稿・前掲注(56) 368~374頁参照。

(73) 拙稿・前掲注(56) 374~384頁参照。

(74) 拙稿・前掲注(56) 365~368頁参照。

(75) なお、Form 1099-C 以外の情報申告制度に関する日本の議論として、伊藤公哉「シェアリングエコノミーの拡大に伴うタックス・ギャップへの制度対応(前)(後)」税務弘報 65巻12号(2017年) 68頁、同巻13号(2017年) 70頁、高橋祐介「技術革新による税務行政の課題」租税法研究46号(2018年) 64頁、長戸貴之「アメリカにおける金融所得に係る第三者情報申告制度」税研197号(2018年) 110頁参照。

(76) 付随して、Raghavan の関心からは逸れるが、債権者の事務負担についても、提出義務者が反復的に金融取引を行うだろう事業者に限定されていることから、ある程度合理的なものと考えて良いように思われる。

(77) Earnshaw 対内国歳入長官事件連邦租税裁判所判決 (T.C. Memo. 2002-191(2002))。当該判決については、拙稿・前掲注(56) 358~359頁参照。

(78) 拙稿・前掲注(56) 367頁参照。

(79) 前掲注(11)。

(80) 拙著・前掲注(1) 15~30頁参照。もっとも、情報申告制度の創設以前であっても、個人が得た債務免除益は法人が得たものと同じく所得税の対象となっており、消費者に対する債務免除益課税が問題となることはあった点には注意されたい。たとえば、Bradford 判決(前掲注(23)) 参照。

(81) See Bittker & Thompson, *supra* note 24.

(82) 増井良啓「租税法における水平的公平の意義」『金子宏先生古希祝賀論文集 公法学の法と政策 上』(有斐閣、2000年) 181~182頁参照。増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」江頭憲治郎=碓井光明編『法の再構築 I 国家と社会』(東京大学出版会、2007年) 63頁も参照。

(83) 藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析(2)」国家学会雑誌 118 卷 1・2 号(2005 年) 1~58 頁参照。藤谷武史「法制度の効率性と租税法の役割」*フィナンシャル・レビュー*152 号(2023 年) 4 頁も参照。

(84) 消費者の意義に関する議論については、さしあたり、大澤彩『消費者法』(商事法務, 2023 年) 15~28 頁参照。

(85) この点で近時問題となるのは、いわゆる「ギグワーカー」への課税の問題であろう。ギグワーカーと課税の問題については、さしあたり、渕圭吾「働き方の変化と租税法」*民商法雑誌* 156 卷 1 号(2020 年) 32 頁、森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」*フィナンシャル・レビュー*143 号(2020 年) 9 頁、倉見智亮「ギグ・エコノミーと所得税制」*租税研究* 873 号(2022 年) 129 頁、加藤友佳「副業をめぐる税制」*法学教室* 517 号(2023 年) 48 頁、渡辺徹也「デジタル社会における副業および就業形態の変化と所得課税」*税務事例研究* 192 号(2023 年) 27 頁参照。

(86) 金子宏「租税法における所得概念の構成」同『所得概念の研究』(有斐閣, 1995 年) 1 頁〔初出: 1966~1975 年〕参照。

(87) See Simons, *supra* note 35, at 53.

(88) ただし、所得概念論にいう「消費」と、消費者法が保護対象として捉える「消費者」の関係は検討の余地があるかもしれない。所得概念論にいう「消費」の意義については、さしあたり、住永佳奈「消費による所得の獲得と課税」*法学論叢* 189 卷 3 号(2021 年) 25 頁、中里実「所得の構成要素としての消費」同『所得税の研究』(有斐閣, 2022 年) 130 頁〔初出: 1991 年〕参照。

(89) なお、節税商品規制と消費者保護につき、中里実「節税商品と投資家保護」同『タックスシェルター』(有斐閣, 2002 年) 278 頁〔初出: 2000 年〕参照。酒井克彦「節税商品取引における税理士の役割」*税務大学校論叢* 47 号(2005 年) 529 頁も参照。この点については、2 月 15 日の税務研究会における中里実(東京大学名誉教授)および酒井克彦(中央大学)の質問から示唆を受けた。この場を借りてご教示に感謝申し上げたい。

(90) もっとも、伝統的に、勤労性所得である給与所得や非回帰的な所得である一時所得などの消費者が主として稼得するだろう収入は、回帰的

な資産勤労結合性所得である事業所得よりも低い質的担税力を持つとされてきた(たとえば、三木義一編著『よくわかる税法入門[第 18 版]』(有斐閣, 2024 年) 100~102 頁〔伊川正樹執筆部分〕参照)。異なる説明もされるものの(酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」*税法学* 579 号(2018 年) 207 頁参照), このような所得分類に関する伝統的な考え方の背後には、「垂直的公平」のような概念を媒介として、担税力に応じた課税と消費者保護を通底させる考え方があるとも論じられるかもしれない。

(91) なお、近時日本で創設された情報申告制度として、平成 24 年度税制改正で創設された国外財産調書制度(国外送金等調書法(平成 9 年法律第 110 号) 5 条)および平成 27 年度税制改正で創設された財産債務調書制度(同法 6 条の 2)がある。もっとも、筆者は、債務免除益に関してタックス・ギャップが生じているという立法事実が日本にあるのかどうかについては把握していない。

(92) また、所得再分配とは異なる議論だが、適正に情報申告がされれば、債務者=納税者にとつても、自身の申告の証拠資料が準備でき、納税協力のコストを軽減するメリットがあるようと思われる。

(93) 最判平成 27 年 10 月 8 日・前掲注(31)参照。

(94) 広島高判平成 29 年 2 月 8 日・前掲注(18)参照。

(95) 長戸・前掲注(75) 113 頁参照。

(96) Raghavan, *supra* note 47, at 1896.

(97) 最判平成 27 年 10 月 8 日・前掲注(31), 最判平成 30 年 9 月 25 日民集 72 卷 4 号 317 頁。

(98) 事業再生税制をふくむ資力喪失者に関する税制全般について抜本的な改正を主張する日本の論稿として、佐藤英明「家族の経済的危機と所得税制」金子宏監修『現代租税法講座 第 2 卷 家族・社会』(日本評論社, 2017 年) 143 頁参照。佐藤論文では、非課税の範囲について論じる Raghavan 論文とは異なり、資力喪失者が得た債務免除益について非課税とするのではなく課税を繰り延べる提案をしている。

(99) 増井(2006)・前掲注(30) 197~199 頁参照。

増井(1992)・前掲注(30) 24~26 頁も参照。

(100) この考え方を提唱したものとされる米国の論文として、See William T. Jr. Plumb, *The Tax Recommendations of the Commission on the*

Bankruptcy Laws-Reorganizations, Carryovers and the Effects of Debt Reduction, 29 TAX L. REV. 227 (1974).

また、この考え方にもとづいて法人税法上の企業再生税制のあり方について議論した文献として、高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究 12 号(2004 年) 162 頁、高橋祐介「事業再生と法人課税」金子宏=中里実=J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』(有斐閣、2014 年) 414 頁参照。

くわえて、金子・前掲注(1) 198~199 頁が事業再生税制の要件該当性を論じるにあたり債務が減免された手続の公正性を要求する背景には、この考え方があるのではないか、と筆者は整理している。拙著・前掲注(1) 57~59 頁参照。

(101) 高橋・前掲注(39) 参照。

(102) 拙著・前掲注(1) 71~74 頁参照。ただし、この点を論じるにあたっては、「債務と引換えに可能となった消費」の範囲をどこまで広げて考えるべきか、という点が事実認定において難しい問題として生じるであろう。金銭に色はついていないので、特定の借入れとその後の支出がどの程度対応するのか、という点は原則としてわからないからである。

(103) なお、この点、消費者に対する配慮を Raghavan 論文が前提とするように租税実体法の問題として論じるべきなのか、または徵収など(広い意味での)租税手続法の問題として論じるべきなのか、という点は今後の検討課題したい。この点について示唆がある先行文献として、高橋祐介「貧困と税法(1)(2・完)」民商法雑誌 142 卷 2 号(2010 年) 1 頁、同卷 3 号(2010 年) 1 頁参照。この点については、2 月 15 日の税務研究会における増井良啓(東京大学)の質問から示唆を受けた。この場を借りてご教示に感謝申し上げたい。

(104) たとえば、近時議論になった例としては、純粹な消費者の問題とは言い難いかかもしれないが、シェアハウスへの投資のために借り入れたローンの免除に伴う債務免除益課税の問題がある。この点については、大下英治『スルガ銀行 かぼちやの馬車事件』(さくら舎、2021 年) 305~307 頁参照。